

雇用保険関係の届出・申請を電子申請で行う事業主の皆様へ

雇用保険電子申請手続きにおける不足書類等提出時の

「FAXから電子メールへの切替え」のお知らせ (FAX利用廃止のお知らせ)

日頃より石川労働局雇用保険電子申請事務センターの円滑な業務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

事業主の皆様が電子申請により行われた雇用保険の各種届出・申請書について、記載内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合、「申請書等の返戻」若しくは不足書類等をFAXしていただき対応しているところですが、**令和5年4月末**をもってFAXの利用を廃止させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

令和5年5月以降、記載内容に不備がある場合や当センターより不足書類の提出を求める場合は「申請書の返戻」若しくは不足書類等を**電子メール**を用いて下記メールアドレス宛提出していただくこととなります。

「石川労働局雇用保険電子申請事務センター」専用メールアドレス

17denshi@mhlw.go.jp

お願い

- ・メール送付の際は、メールの件名に当センターの担当者名、本文に到達番号を入れていただきますようお願いいたします。
件名例：「【センター担当者名あて】○○○の送付について」
- ・令和5年4月末までは、移行期間としてFAXと電子メールを併用して業務を行いますので、ご協力をお願いします。
- ・受信専用のため当センターから返信できません。
「不足書類等の送付専用メールアドレス」としてご利用ください。

